



新型コロナウイルス感染症対策

# 市の各種支援制度

## 【宿泊事業者緊急支援事業】「地元泊まろう！」

1人1泊5千円を補助 (行政情報資料 13) 観光商工課 ☎ 0599-44-0005

|      |   |
|------|---|
| 内容   | 市民の市内宿泊施設への宿泊に対して、1人1泊5千円の補助を行う   |
| 対象   | 市民(市民を代表とするグループを含む)の市内宿泊施設への宿泊  |
| 実施期間 | 令和2年4月～令和2年6月30日宿泊分(予定)   |
| 利用方法 | 志摩市観光協会窓口へ申請し、補助券を受け取る<br>宿泊の際、施設へ補助券を提出すれば割引後の金額で宿泊できる<br>一度の申請で補助を受けられるのは5人分までとする |



## 元気に志摩で合宿！ (行政情報資料 13)

観光商工課 ☎ 0599-44-0005

|             |  |
|-------------|--|
| 学生合宿誘致補助金とは | 市内への学生のスポーツ等合宿の誘致を目的に、ある一定の条件を満たしたスポーツ等合宿を行う団体に対し、実施にかかる経費の一部を負担する制度 |
| 内容          | 宿泊事業者緊急支援事業として、補助額を1千円から2千円に、限度額を20万円から30万円に増額                       |
| 実施期間        | 令和2年4月～令和3年3月31日実施分(予定)  |
| 利用方法        | 観光商工課へ申請書を提出し交付決定を受け、合宿を実施する<br>実績報告書を提出後、交付が確定したら請求書を提出し交付を受ける      |

## 市税(固定資産税等)の徴収猶予 (行政情報資料 11)

収税課 ☎ 0599-44-0212

|           |   |
|-----------|---|
| 内容        | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上等が減少した事業者や個人事業主等を対象とし、地方税法及び志摩市税条例に基づく徴収の猶予等の相談を受け付けます |
| 猶予が認められると | 1年以内の猶予が認められます<br>猶予期間中に延滞金の一部又は全額が免除されます<br>財産の差押や換価が猶予されます                  |

## 上下水道料金の徴収猶予 (行政情報資料 12)

水道総務課 ☎ 0599-44-0220 下水道課 ☎ 0599-44-0225

|           |  |
|-----------|--|
| 内容        | 新型コロナウイルスの影響により収入が減少している場合などで、一時的に水道料金及び下水道使用料のお支払いが困難になった、個人、法人を対象とし、お支払いを猶予します |
| 猶予が認められると | 給水停止の執行を猶予します  |

## 海藻パンで志摩を元気に！ (行政情報資料 15)

教育総務課 ☎ 0599-44-0315

|         |   |
|---------|---|
| 内容      | 学校給食の米飯やパンを提供している丸仙製パン株式会社と出荷量が落ち込んでいる海藻類卸売業者がコラボして開発・販売する「志摩市産ひじき入りパン」「志摩市産あらめ入りパン」を食べて、市内の事業者を応援します |
| 販売予定のパン | ひじき食パン 1.5斤 600円(税込)<br>あらめ食パン 1.5斤 480円(税込)  |